社労業務の係より

社長の労災、治療費だけは健保でも使える時が!!

「資金繰りが厳しいので社長が掛けていた労災保険の特別加入を一時やめたい…不安なので余裕が出来たらまた入るので…」とA社から連絡がありました。健保法は業務(仕事)外の原因による疾病等に関して給付が行われる事になっているため、業務上=労災については使えない事になっています。しかし、治療費=病院代に限ってみれば国保や健保でも使える場合があります。まず国保。国保には業務上・業務外といった区別がありませんので、交通事故以外は基本的にOKです。次に健保。厚労省は5年前に保険局長名で健保組合へ文書で「4人以下の法人の代表者等で実態が従業員とあまり変わらい時は給付OK!」との通達を出しています。あくまで治療費だけで、傷病手当金(休業補償)は不可となっていますが、無保険よりは増しです。A社長にはとりあえず安心して貰いましたが、セーフティネットとしてはまだまだです。

にしうまぎょうせい事務所
豆ニュース
<NO.198>
平成20年6月発行

夫の遺族補償年金やっと手続き頼める所に…

「あーッ、これでやっと安心できる。夫が事故で亡くなってから、辛い事ばかりで夜も眠れんかった…」と50代のBさんが何度も頭を下げながら帰って行かれました。Bさんの夫は3月に労災事故で死亡しましたが籍に入っていない内縁関係であったため、労災保険・遺族補償年金の手続きが複雑に…。それに夫の身内からも様々な事を言われ気苦労が重なりました。Bさんは知人に聞いて、市報に出ていたある無料相談会に行ってみました。相談員の助言は「これは弁護士に相談した方がいい…」。そこでBさんは大分市のある弁護士事務所に…。しかし弁護士は「私達のやる事ではない…自分でしてみたら…」との返答だったと言います。困り果てたBさんは実兄の紹介で当事務所に来られた…というのが事の経緯です。ワンストップサービスという言葉がありますが、今回のケースは最初の労基署も含めると4箇所目。考えさせられますネ

社労業務の係より

経審基準の改正による再審査は、7/29まで。決算期が6・7・8・9月の方は要注意です!